

一般社団法人 愛知県病院薬剤師会 研修会等開催規約

愛知県病院薬剤師会

I. 一般社団法人愛知県病院薬剤師会より申請依頼可能および準備可能な研修単位

1. 日病薬病院薬学認定薬剤師制度
2. 日本薬剤師研修センター 研修認定薬剤師制度
3. 専門薬剤師・認定薬剤師の認定制度に係る都道府県病院薬剤師会が主催・共催する各専門領域の講習会

II. 申請可能な委員会および支部

	委員会・支部	担当者	所属	メールアドレス
本体	研修管理委員会	日比 陽子	名古屋市立大学病院	052-851-5511 yokoh@med.nagoya-cu.ac.jp
支部	学術教育委員会	滝本 典夫	刈谷豊田総合病院	0566-25-2962 norio.takimoto@toyota-kai.or.jp
	専門薬剤師教育委員会	奥平 正美	安城更生病院	0566-75-2111 okudaira@kosei.anjo.aichi.jp
	東三河支部	山本 孝枝	豊川市民病院	0533-86-1111 yakkyoku@toyokawa-ch-aichi.jp

注) 日病薬病院薬学認定薬剤師制度に関する各委員会および支部の役割の詳細については資料1を参照

III. 申請条件

一般社団法人愛知県病院薬剤師会が主催・共催・後援等を行う研修会等であること。

研修単位	主催	共催	後援
日病薬病院薬学認定薬剤師制度	○	○	
日本薬剤師研修センター 研修認定薬剤師制度	○	○	
専門薬剤師・認定薬剤師の認定制度に係る都道府県病院薬剤師会が主催・共催する各専門領域の講習会	○	○	
理事会の承認を得た外部者による研修会等			○

○：申請可能

IV. 名義の定義

1. 「主催」および「共催」
 - ・内部的な支援を行う。
 - ・一社愛病薬または一社愛病薬の委託を受けた者が下記①～③のいずれかを行い、かつ、責任を負う（主催の場合は全責任、共催の場合は一部の責任）。
 - ① 企画立案・運営を行う、又は企画立案・運営に参画すること
 - ② 当該行事に職員等を配置、又は参加させること
 - ③ 特別に運営費を支出すること
 - ・事故が起きた場合の補償等について考慮する。
2. 「後援」
 - ・外部的な支援を行う。
 - ・責任者は外部者であるため愛病薬は責任を負わない。

V. 名義等の承認条件および各名義における研修会の単位申請

1. 主催の条件
 - ・①～③の条件をすべて満たすものを主催とする。
 - ①一般社団法人愛知県病院薬剤師会が企画立案・運営を行う。
 - ②当該行事に職員を配置する。

③運営費を支出する。

- ・理事会の承認を得ていること。
- ・承認を得る場合は、理事が理事会へ研修会等開催計画書と一併に申請すること。

2. 共催の条件

- ・①～③の条件のいずれかを満たすものを共催とする。
 - ①一般社団法人愛知県病院薬剤師会が企画立案・運営に参画する。
 - ②一般社団法人愛知県病院薬剤師会より当該行事に職員等を参加させる。
 - ③一般社団法人愛知県病院薬剤師会が 特別に運営費を支出する。
- ・共催を申請する者は研修会等開催日の **3 ヶ月以上前**に、研修管理委員会へ会則、開催実績および研修会等開催計画書をもって承認審査の申請依頼を行う。
- ・研修管理委員会は申請について理事会へ審議を依頼する。
- ・理事の2/3以上の賛成をもって承認とする。
- ・理事会の承認を得るための条件（①～④は必須とし⑤及び⑥については必要に応じて審議する）

①共催を申請する者は次の事項を含む会則があること

【名称】、【目的】、【会員】、
【役員】（役員の職務）、（世話人会）
【事務局】（会計）、（会則の変更）
【役員名簿】、【その他】、【附則】等

②継続的に開催している実績があること

③薬剤師の倫理及び学術水準を高め、質の高い薬物療法の確保を図ることにより、国民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的としていること。

④下記事項のいずれかを遵守していること

- (1) 医療安全及び医薬品の適正使用に関する事項
- (2) 生涯研修に関する事項
- (3) 各種認定に関する事項
- (4) 薬学教育の向上に関する事項
- (5) 学術大会、研修会等の開催及び協力に関する事項
- (6) 機関誌及び図書等の刊行に関する事項
- (7) 調査研究に関する事項
- (8) 国際交流に関する事項
- (9) 関係諸団体との連携及び協力に関する事項
- (10) 会員の労働環境の整備及び福利厚生に関する事項
- (11) その他本会の目的を達成するのに必要な事項

⑤本会にとって有益であると認められること

⑥本会の事業目的及び内容に照らし、特に必要と認めるもの

・但し、迅速な承認が必要な場合は、共催を申請する者が会則、開催実績および研修会等開催計画書の提出をもって研修管理委員会へ審査依頼を行う。研修管理委員会はメール等にて各理事へ審査依頼を行い、2/3以上の賛成をもって承認とし、後日、理事会へ報告を行う。

- ・すでに共催の承認を得ている研究会等における共催名義の使用は審査なしで可とするが、研修管理委員会が理事会で事後報告を行う。
- ・理事会の承認を得た研修会等については研修管理委員会が共催名義使用の承諾書（別紙1）を申請者へ発行する。

3. 後援の条件

- ・後援を申請する者は研修管理委員会へ開催計画書をもって承認審査の申請を行い、理事会の承認を得る。
- ・理事の2/3以上の賛成をもって承認とする。
- ・但し、迅速な承認が必要な場合は、後援を申請する者が会則、開催実績および研修会等開催計画書の提出し、研修管理委員会へ審査依頼を行う。研修管理委員会はメール等にて各理事へ審査依頼を行い、2/3以上の賛成をもって承認とし、後日、理事会へ報告を行う。
- ・理事会の承認を得た研修会等については研修管理委員会が後援名義使用の承諾書（別紙1）を申請者へ発行する。

VI. 研修単位等の取り扱い

1. 研修単位の申請

- ・一般社団法人愛知県病院薬剤師会の主催および共催の承認を得た研修会の実行者（以下、主催者）は、Ⅱに示した委員会もしくは支部の担当者（以下、担当者）へ必要事項を記入した申請書（別紙

2)、研修会等のプログラムおよび名義使用の承諾書（写）を研修会等開催 **2ヶ月前までに**提出する。

・単位申請の依頼を受けた担当者は以下の手続きを行う。

①日病薬病院薬学認定薬剤師制度：研修形態に応じて、日病薬病院薬学認定薬剤師認定制度規程細則別添2 関連資料 (<https://www.jshp.or.jp/banner/byouinyakugaku/by-saisoku-2.pdf>) に基づいて申請を行う。

②日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度：日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師制度実施要領に従い行う。 (https://www.jpec.or.jp/download/ninteyakuzaishi_youryou.pdf)

・研修会開催案内に記載を考慮すべき事項

以下に記載した内容について記載することが望ましい。但し※がついている項目は必ず記載する。

- 講演タイトル※
- 開催日時※
- 開催方法（集合又はWEB）※
- 講演内容※（演者名、演題名、座長名）
- 申込方法※（web 開催の場合は登録方法）
- 参加費※（無料の場合は無料と記載する）
- 研修認定申請情報と関連する取り扱い情報※
- 個人情報の取り扱い※
- 受講証明に関する取り扱い（糖尿病療養指導士等の認定に使用目的）
- 録音録画に関する注意
- 開催者名※（主催共催後援の表示含む）
- 問い合わせ窓口※

上記を盛り込んだ例文（資料2）が掲載されているので参考にすること。

2. 研修単位シール等の交付

・担当者は、日病薬病院薬学認定薬剤師認定制度規程細則別添2 関連資料に基づいて交付する。

3. 研修単位シールの返却

・主催者は研修会等終了後に速やかに残余研修単位シールおよび報告書（別紙3）を担当者へ提出する。

・担当者は研修単位シールおよび報告書（別紙3）を受領した際は、以下の手続きを行う。

日病薬病院薬学認定薬剤師制度：日本病院薬剤師会のホームページより報告書（別紙3）の登録を行う。支部の担当者は本体担当者へ報告書（別紙3）と受講者名簿の写および残余研修単位シールを送付する。本体担当者は残余研修単位シールの返却および手数料の振込を日本病院薬剤師会へ行う。

4. 日本薬剤師研修センター集合開催の場合の注意事項

研修会を集合開催する際、日本薬剤師研修センターの研修システム「PECS」を使用する。

QR コード読取装置の取り扱いは以下の手順に従う。

〈運用手順〉

- 設置場所は研修管理委員会とする。
- QR コードリーダーの貸出を希望する講演会等企画者は、QR コードリーダー管理用のカレンダーで、予約する。
- 貸出可能期間は、講演会等の前後1週間とし、最大2週間とする。
- 研修管理委員会は、予約を受けて、開催日の1週間前に講演会等企画者に送付する。
- 講演会等企画者は、講演会等終了後、速やかに研修管理委員会に返送する。
ただし、連続して、他の講演会等企画者が利用する場合は、直接、他の講演会等企画者に送付する。
- 貸出期間が重複する場合は、企画者間で協議する。

VII. WEB 研修会参加者の不正対策と罰則

1. 日本薬剤師研修センター認定制度(PECS)のweb 研修対応時

・不正防止対策

- 聴講していないことの対策として、終了時に以下のいずれかの方法で対策する
- キーワード入力
- 確認テスト
- レポート提出

・罰則

故意に参加費未払いの受講をした場合や他の不正行為を行った場合は、以下の罰則を適応する。

当該研修会の受講履歴の抹消（PECS の認定も抹消）

日本薬剤師研修センターへの不正事実の報告

2. 上記以外の web 研修対応時

• 不正防止対策

事前参加申込せずに受講した可能性が疑われた場合は、事実かどうかを確認し事実が確認された場合は、参加費を徴収する。

• 罰則

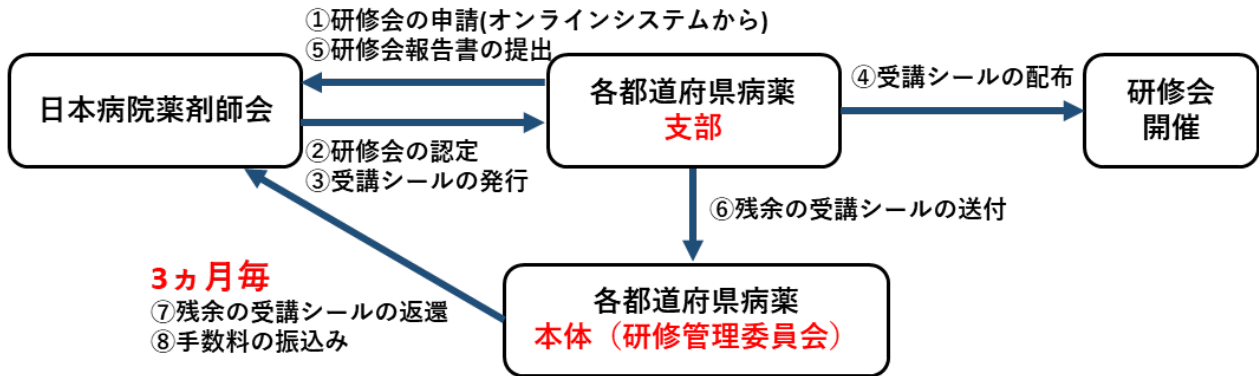
故意に申込無の受講をした場合や代理受講である場合は、以下の罰則を適応する。

当該研修会の受講履歴の抹消（研修認定も抹消）

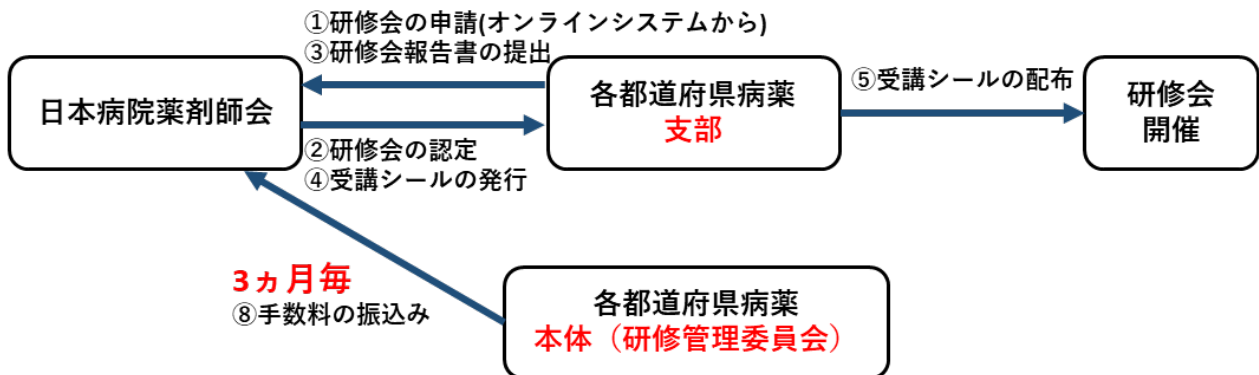
認定団体への不正事実の報告

支部が開催する研修会の認定・研修シールの扱いなど

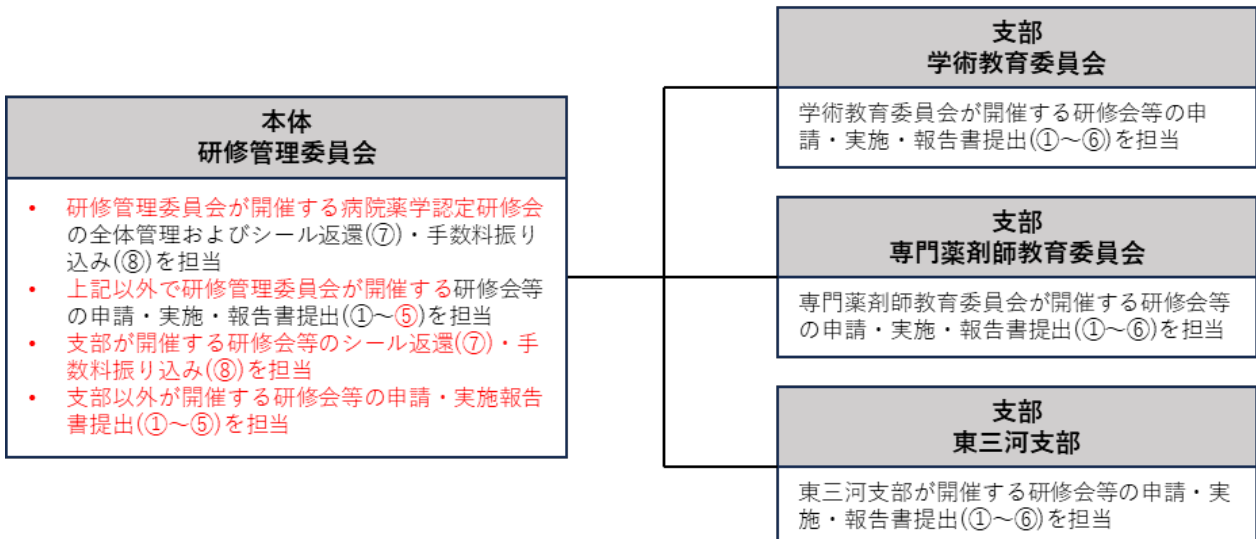
集合研修



WEB研修



愛知県病院薬剤師会「日病薬病院薬学認定薬剤師制度」に関する組織体制および業務分担



共催・後援名義使用の承諾書

貴 会 名 : _____

研修会等名称 : _____

への共催・後援を承諾します。
(どちらかを選択)

令和 年 月 日
一般社団法人愛知県病院薬剤師会
会 長 山田 成樹

研修単位申請書

一般社団法人愛知県病院薬剤師会

 委員会・支部

 先生

申請者

所属：_____

氏名：_____

研修会等名称：_____

につきまして下記のとおり研修単位を申請します。

単位種別	参加予定人数	申請領域 ^{注1)}	申請単位数 ^{注2)}	参加費
日病薬病院薬学認定薬剤師制度 ^{注2)}				
日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度 ^{注2)}				

注1) 日病薬病院薬学認定薬剤師制度については申請領域が複数ある場合はそれぞれの領域と申請単位を記載してください。

注2) 日病薬病院薬学認定薬剤師制度は45分0.5単位毎、日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度は90分1単位毎の申請となります。

* 研修会等のプログラムおよび名義使用の承諾書（写）を研修会等開催 **2ヶ月前**までに下記のいずれかに提出してください。

	委員会・支部	担当者	所属
本体	研修管理委員会	日比 陽子	名古屋市立大学病院
支部	学術教育委員会	滝本 典夫	刈谷豊田総合病院
	専門薬剤師教育委員会	奥平 正美	安城更生病院
	東三河支部	山本 孝枝	豊川市民病院

令和●●年●●月●●日

一般社団法人 日本病院薬剤師会

愛知県病院薬剤師会
会 長 山田 成樹

研修会実施報告書

令和●●年●●月●●日付で認定された研修会が、下記の通り終了いたしましたのでご報告いたします。

記

研修会名称			
開催年月日	令和●●年●●月●●日 (●) ~ ●●日 (●)		
開催場所			
認定単位	●単位 (●時間)		
研修会番号	P04-●●-●●●●●●	認定研修領域	
研修会参加人数	●●●名	配布枚数	●●●枚
		返却枚数	●●●枚
研修会の内容			

※研修会の内容をキーワード3つ以上5つ以内で記載して下さい。